

生徒心得

この生徒心得は、学校生活の秩序を維持し、教育目的を実現するために本校生徒として自主的に守らなければならない基本的な規律です。記載されていないことでも良識をもって判断し、充実した高校生活を送るようにしましょう。

1 学校生活について

(1) 登下校において

- ① 始業5分前には登校し、授業の準備を整える。
- ② 下校時刻は、午後6時とする。ただし、クラブ活動やホームルーム活動等で居残る場合は、教員の付き添いを条件に、その延長は認める。(ただし、午後7時を限度とする)
- ③ 自転車通学は許可された者に限る。自転車は所定の場所へ置き、必ず施錠する。
- ④ 交通規則を守り、自転車の二人乗りやイヤホン等を付けて音楽を聴く等の「ながら運転」はしない。
- ⑤ 通学には、原動機付自転車、自動二輪車、及び四輪車を使用してはならない。ただし、公共交通機関の利用が極めて困難な地域からの通学等、校長が特にやむを得ない事情があると認める場合、50cc以下の二輪車に限り、使用を許可する。

(2) 校内において

- ① SHR、授業、放送等の連絡を聞き、その指示に従って行動する。
- ② 休み時間中に次の授業の準備や授業を受ける教室等への移動を迅速に行う。
- ③ 授業及び部活動に不要なものは、学校に持ってこない。
- ④ 携帯電話はマナーを守り使用し、授業中は使用しない。
- ⑤ 登校してから下校までの間は、無断で校外へ出てはならない。
- ⑥ 貴重品の管理については特に留意し、体育時や実習時等には関係教員に保管を依頼する。
- ⑦ 教室・ロッカー・部室等の整理整頓・美化を心がけ、指定以外の場所に私物を置かない。

(3) 禁止事項

- ① 飲酒、喫煙、暴行、窃盗、無免許運転、金品強要等、法令等により禁止されている行為。
- ② いじめ、暴言、器物破損、指導拒否、怠学、考査不正行為、無断免許取得等、学校の秩序を乱し、生徒の本分に反する行為。

2 服装・身だしなみについて

(1) 制服

- ① 本校指定の制服を着用する。
- ② 冬服と夏服の移行期間については次の通りとする。
夏服への移行期間… 5月1日～ 6月30日
冬服への移行期間… 10月1日～ 10月31日
- ③ 制服の変形・加工を行わない。
- ④ やむを得ず異装の必要が生じた場合は、生徒指導部へ「異装届」を提出する。

(2) 靴・靴下・上履き・体育ジャージ

- ① 通学靴は、ローファー靴かスニーカー(運動靴)とし、華美でないものとする。
- ② 校舎内では、学校指定の上履きを使用する。
- ③ 体育時の運動服や靴は、学校指定のものを使用する。
- ④ 靴下は華美でないものとする。

(3) 頭髪

- ① 頭髪は、高校生らしく、清潔で品位あるものとする。
- ② パーマ、染髪、ヘアエクステンション等、生まれつきの髪を加工しない。
- ③ 奇抜で極端な髪型等、故意に技巧をこらした髪型を禁止する。

(4) 化粧・装飾(品)

- ① 化粧は禁止する。また、ピアスやイヤリング、指輪、ネックレス、マニキュア等の装飾(品)も禁止する。

(5) その他

- ① 防寒具は、学校指定のものを着用する。
- ② マフラーは、使用してもよいが、華美でないものとする。

3 アルバイトについて

アルバイトは原則として認めない。ただし、アルバイトを行う必要がある生徒は、担任(生徒指導部)に申し出る。なお、アルバイトに関する規定は以下の通りである。

- ① アルバイトは原則土曜日、日曜日、祝日に行くこととする。ただし、定期考査の発表日から定期考査終了日前日までは、アルバイトを行ってはならない。
- ② アルコール類を提供する業務や危険を伴う業務等、高校生が従事するのが不適切であると判断される業務のアルバイトは認めない。
- ③ 勤務条件(勤務時間・勤務内容等)が法令に反している業務のアルバイトは認めない。
- ④ 成績不振の教科・科目がある場合は、アルバイトを認めない。
- ⑤ 1年生については原則として1学期の間は認めない。
- ⑥ 長期休業期間限定のアルバイトについては届け出たうえで認める。ただし、学期末成績で成績不振科目のないこと。また、部顧問の承認を得ること。

4 運転免許の取得について

- ① 本校在学中における二輪車や四輪車等の運転免許取得は、原則としてこれを認めない。ただし、特別の事情がある場合は、担任に申し出る。
- ② 自動車教習所への通学は、学校指定の期日(3学年2学期中間考査以降)からとする。通学を希望する場合は、父母、養親及び後見人(以下「保護者等」という)連署で担任を経て、生徒指導部へ申し出て校長の許可を受けること。ただし、教習所への通学の為に授業を欠く等、学校教育活動に支障を来すようなことがあってはならない。

5 届け出について

(1) 欠席、忌引き、出席停止、特別出席扱いについて

- ① 欠席をするときには、あらかじめ保護者等から電話等によりその旨を担任に連絡する。
- ② 近親者の喪については、以下の通り忌引とできるため、担任に届け出る。
 - ・ 父母(養父母を含む) 7日以内 血族祖父母及び兄弟姉妹 3日以内
 - ・ 伯叔父母 1日

- ③ 次の場合は、出席停止等となる場合があるため、担任に届け出る。
 - ・天災その他、やむを得ない事故によると認められた場合
 - ・学校感染症にかかった場合
 - ・同一家族及び近隣に学校感染症が発生した場合
 - ・進学や就職等の選考試験に行く場合
- ④ 次の場合は、出席の扱い（公欠）を受けることができるから、担任に届け出る。
 - ・学校を代表して対外活動に参加した場合
 - ・その他、学校長が認めた教育活動に参加した場合

(2) 遅刻、早退、外出等について

- ① 遅刻をしたときは、直ちに生徒指導室に赴き、諸手続きを済ませてから、担任等に届けたくて、教科担任の許可を得て教室に入る。
- ② 早退・外出をするときは、担任等の許可を受ける。

(3) その他

- ① 名前、住所の変更等一身上の出来事については、担任に届け出る。
- ② 各種証明書等の交付を受けたいときは、事務室で必要書類を整え、担任の指導を受けて申し込むこと。
- ② 校舎、校具等を破損したときは、直ちに関係教員に届け出る。事情により弁償の責を負うものとする。
- ③ 日本スポーツ振興センターに加入している者は、学校の管理下における負傷について、速やかに担任及び保健部へ申し出て給付手続きを行う。

6 校外生活について

- ① 本校生徒としての自覚を持ち、良識と責任ある行動をとる。
- ② 外出する際は、行き先、帰宅予定時刻、同行者等を家族に告げておく。
- ③ 夜間の外出(午後10時から午前5時)は慎む。
- ④ 外泊は友人宅といえども避ける。やむを得ない場合は、必ず保護者等の許可を得て行う。
- ⑤ 高校生としてふさわしくない場所への出入りや、18歳未満の入場禁止場所には、保護者等同伴であっても入場しない。